

# ○浜田市リフレッシュビレッジ施設条例

平成17年10月1日

条例第170号

改正 平成17年10月1日条例第287号

(全改)

(目的及び設置)

**第1条** 温泉入浴や安全で健康的な農畜産物の提供を通して都市住民との交流を推進することにより市のイメージアップを図るとともに、都市と農村の共生による農業農村の活性化及び農業その他地場産業の振興に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市リフレッシュビレッジ施設（以下「リフレッシュビレッジ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** リフレッシュビレッジの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 リフレパークきんたの里
- (2) 位置 浜田市金城町七条イ980番地1

(事業)

**第3条** リフレッシュビレッジは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 休養、保養のための施設等の提供
- (2) 集会、研修会及び郷土芸能活動のための会場の提供
- (3) その他リフレッシュビレッジの設置の目的を達成するための事業

(管理)

**第4条** リフレッシュビレッジの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

**第5条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リフレッシュビレッジの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) リフレッシュビレッジの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、リフレッシュビレッジの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

**第6条** 削除

(平28条例28)

(開館時間及び休館日)

**第7条** リフレッシュビレッジの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊 午後4時から翌日の午前10時まで
- (2) 貸室 午前11時から午後3時まで
- (3) 入浴（宿泊利用者の入浴を除く。） 午前10時から午後10時まで
- (4) 食堂 午前10時から午後9時まで
- (5) 休館日 毎月の第3水曜日

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（利用許可）

**第8条** 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。
- (4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

（利用の制限）

**第9条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、リフレッシュビレッジの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

**第10条** 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

**第11条** 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

**第12条** 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

**第13条** 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

**第14条** 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第15条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

**第16条** 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

**第17条** 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

**第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の金城町リフレッシュビレッジ施設の設置及び管理に関する条例（平成10年金城町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成17年10月1日条例第287号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の浜田市リフレッシュビレッジ施設条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、この条例による改正前の浜田市リフレッシュビレッジ施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成20年9月26日条例第44号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年12月27日条例第49号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

3 この条例による改正後の浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例別表の規定、浜田市都川交流促進施設条例別表の規定、浜田市山村開発センター条例別表の規定、浜田市多目的研修集会施設条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市リフレッシュビレッジ施設条例別表（回数券等に係る部分を除く。）の規定、浜田市交流研修センター条例別表の規定、浜田市健康管理増進施設条例別表の規定、浜田市ふるさと生活創作館条例別表の規定、浜田市ふるさと体験村施設条例別表第2（回数

券に係る部分を除く。)の規定、浜田市体験農園施設条例別表第2の規定、浜田市天狗石農村公園条例別表の規定、浜田市八戸川農村公園条例別表の規定、浜田市運動広場施設条例別表の規定、浜田市農畜産物加工施設条例別表の規定、浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例別表の規定、浜田市地域資源循環活用施設条例別表の規定、浜田市地域材利用促進交流館条例別表の規定、浜田市下来原林業協業活動センター条例別表の規定、浜田市漁業集落集会施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市波佐地場産業技術研修センター条例別表の規定、浜田市縁の里地域振興施設条例別表の規定、浜田市地域交流プラザ条例別表の規定、浜田市雇用促進住宅条例別表第3の規定、浜田市国民宿舎千豊苑条例別表の規定、浜田市美又温泉国民保養センター条例別表の規定、浜田市美又温泉会館条例別表第2の規定、浜田市旭温泉公園条例別表の規定、浜田市都市公園条例別表第4の規定、浜田市旭公園運動施設条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2（利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。）及び別表第3の規定、浜田市海のみえる文化公園条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田駅関連施設条例別表の規定並びに弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例第6条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（利用料金のうち回数券等に関する経過措置）

- 4 施行日前に、この条例による改正前の浜田市リフレッシュビレッジ施設条例別表の規定により発行された回数券等、浜田市ふるさと体験村施設条例別表第2の規定により発行された回数券並びに浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2の規定により発行された利用回数券並びに個人会員及び家族会員による利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年7月6日条例第28号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第12条関係）

（平25条例49・一部改正）

リフレッシュビレッジの利用料金

1 宿泊料金

| 区分      | 宿泊料金の範囲 |                   |
|---------|---------|-------------------|
| 宿泊棟     |         |                   |
| （和室）    | 1人1泊につき | 2,160円以上16,200円以下 |
| （洋室）    | 1人1泊につき | 2,160円以上16,200円以下 |
| （簡易宿泊室） | 1人1泊につき | 1,620円以上16,200円以下 |
| ふるさと交流室 | 1人1泊につき | 1,080円以上10,800円以下 |

2 休憩料金及び利用料金

| 区分                                  |                 | 休憩料金及び利用料金の範囲     |                  |
|-------------------------------------|-----------------|-------------------|------------------|
|                                     |                 | 4時間まで             | 4時間を超える1時間ごとの加算額 |
| 宿泊棟和室                               | 1室につき           | 3,240円以上10,800円以下 | 540円以上2,160円以下   |
| 宿泊棟洋室                               | 1室につき           | 4,320円以上10,800円以下 | 540円以上2,160円以下   |
| 宿泊棟簡易宿泊室                            | 1室につき           | 2,700円以上10,800円以下 | 540円以上2,160円以下   |
| ふるさと交流室<br>59.5畳                    | 1室につき           | 5,400円以上43,200円以下 | 1,080円以上4,320円以下 |
| ふるさと交流室                             | 大人(中学生以上) 1人につき | 432円以上1,080円以下    | 108円以上432円以下     |
|                                     | 小学生1人につき        | 216円以上648円以下      |                  |
| 休憩コーナー<br>リラククスコーナー<br>図書コーナー<br>中庭 |                 | 無料                |                  |

### 3 入浴料金

| 区分        | 入浴料金の額の範囲         | 備考   |
|-----------|-------------------|--|
| 大人（中学生以上） | 411 円 以上 822 円 以下 | (1) 回数券等を発行する場合の入浴料金の割引率は、3割以内とする。<br>(2) 回数券等による入浴料金の還付は行わない。<br>(3) 大人が同伴する小学生未満の子どもの入浴料金は、無料とする。<br>(4) 入浴料金は、入湯税を含む。 |
| 小学生       | 205 円 以上 411 円 以下 |  |